

産業構造審議会特許制度小委員会報告書～我が国のイノベーション促進及び国際的な制度調和のための知的財産制度の見直しに向けて～の概要

1. 小委員会の経緯

グローバル化が進む中、「日本再興戦略」改訂2014等に基づき、特許制度小委員会にて、平成26年3月から12月まで11回にわたり、発明の奨励に向けた職務発明制度の見直し及び特許料等の改定、知的財産権に関する国際的な制度調和等の実現に向けた特許法条約（仮称）及び商標法に関するシンガポール条約（仮称）の実施のための規定の検討を行った。

2. 報告書の概要

I. 職務発明制度の見直し

- ◆ グローバル競争が激化する中、企業は知的財産を「オープン・クローズ」化する戦略を追求。その実現のためには、企業が特許出願を臨機応変かつ確実に実施することが不可欠。
- ◆ 近年、製品の高度化複雑化や一発明に携わる研究者の増加などにより、発明対価の円滑な算定が困難化。

- ①従業者等に対して、**現行の法定対価請求権と実質的に同等の権利を保障。**
- ②職務発明に関する特許を受ける権利については、**初めから使用者等に帰属するものとする。**

※ただし、従業者帰属を希望する法人（大学・研究機関等）や職務発明に関する契約・勤務規則等を有しない法人に対して不利益にならないようにする。

- ③政府は、関係者の意見を聴いて、**インセンティブ施策についての使用者等と従業者等の調整の手續に関するガイドラインを策定。**

※ガイドラインは、以下の性格のものを想定する。

- ・研究活動に対するインセンティブにつき民間における創意工夫が発揮されるよう、民間の自主性を尊重する。
- ・業種ごとの研究開発の多様な実態、経済社会情勢の変化を踏まえる。

II. 特許料金等の改定

- ◆ 平成20年改正の附則に、施行5年後の「検討」を規定。
- ◆ 特許特別会計の中長期的な収支見通しも踏まえ、知財権の活用を促進するため、料金引下げを検討。
- ◆ 国際出願の件数拡大等を踏まえ、料金の適正化を検討。

- ・ **特許料及び特許出願料を引下げ**
- ・ **商標設定登録料及び更新登録料を引下げ**
- ・ 国際出願の調査手数料等を日本語及び英語の別に定める料金体系に改正

III. 特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の加入

各国で異なる国内出願手續の統一化及び簡素化を進める両条約には、近年、欧米諸国の加入が進展。国際的な制度調和のため、我が国も加入が必要。

条約を担保するため、以下の**特許・商標の手續の利便性を向上させる規定を導入**

- ・ 外国語出願における翻訳文の提出期間を経過した場合の救済規定等の導入
- ・ 書類の添付忘れ等瑕疵ある出願について、一定期間内に限り補完を可能とする制度を導入

等